

福岡県公報

平成19年4月25日
第2670号

目次

告示(第873号—第903号)

包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	2
解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	2
保安林の所在場所等	(治山課)	2
保安林の所在場所等	(治山課)	2
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
海岸保全区域の指定	(農地整備課)	4
都市計画区域の変更	(都市計画課)	5
都市計画区域の変更	(都市計画課)	5
都市計画区域の変更	(都市計画課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	7
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(水産振興課)	8

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(水産振興課)	8
生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	8
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	10
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	10
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	11
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	12
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し(出納事務局出納総務課)		12
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	13
基本測量の終了	(土木管理課)	13
基本測量の実施	(土木管理課)	13
公共測量の実施	(土木管理課)	13
公 告			
田川京築地域雇用機会増大計画等の一部変更	(労働政策課)	14
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
正 誤			
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成19年2月福岡県告示第286号) 中正誤		16
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成19年2月福岡県告示第287号) 中正誤		16
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成19年2月福岡県告示第288号) 中正誤		16
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成19年2月福岡県告示第289号) 中正誤		16
資金管理団体の届出事項の異動届(平成19年4月福岡県選挙管理委員会告示第51号) 中正誤		16
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第32号) 中正誤		17
長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正(平成18		

年7月福岡県選挙管理委員会告示第68号) 中正誤17

告 示

福岡県告示第873号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 水城 隆司
(2) 住所 福岡市城南区東油山1丁目23番1号

2 契約の期間の始期

平成19年4月4日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

実費等知事が必要と認める額は前払いし、残額は監査の結果に関する報告書提出後に支払う。

福岡県告示第874号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

福岡市西区生の松原1188の46・1244の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第875号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡新宮町大字湊字中地338の1、345、338の3(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第876号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

福岡市西区大字玄界島字辻462、463の1、463の3、465から467まで、468の2、469から473まで、474の1、474の2、475、477、字大濱1168、1173、1176から1178まで、1179の1、1179の2、1180から1184まで、1189の1、1189の2、1191から1194まで、1200

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第877号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年3月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 行橋サンバル

(2) 所在地 福岡県行橋市北泉三丁目3番3号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
株式会社丸和	午前9時30分	午後8時(年間13日に限り午後10時)	24時間	
株式会社ナフコ			午前9時	午後8時
その他			午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時から午後8時30分まで(年間13日に限り午前9時から午後10時30分まで)	24時間(一部)

福岡県告示第878号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画公園事業5・5・3号高塔山公園

3 事業施行期間

平成19年4月25日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市若松区大字修多羅字葉山、字半疊庵、字高塔、字山ノ口、字畑谷及び字

山ノ堂並びに山ノ堂町地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第879号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

海岸保全区域の指定（平成9年11月福岡県告示第1978号）は、廃止する。

なお、海岸保全区域平面図閲覧場所は、福岡県農政部農地整備課及び筑後農林事務所とする。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

有明海沿岸三池第一地区海岸

1 区域

起点、基点0号、点Aから点 までの各点、終点、基点14号、補助点イから補助点ワまでの各点及び起点を順次結んだ線に囲まれた区域（延長4,192メートル）

2 起点、基点、終点、点及び補助点の表示（角度は真北方位角とする。）

起点 基点0号 大牟田市黒崎（国土交通省国土地理院二等多角点16,120）から194度55分56秒の方向に719.90メートルの地点

基点1号 基点0号から287度22分14秒の方向に953.40メートルの地点

基点2号 基点1号から287度22分14秒の方向に16.60メートルの地点

基点3号 基点2号から278度10分42秒の方向に30.30メートルの地点

基点4号 基点3号から289度02分33秒の方向に16.60メートルの地点

基点5号 基点4号から289度02分33秒の方向に94.90メートルの地点

基点6号 基点5号から317度06分06秒の方向に28.00メートルの地点

基点7号 基点6号から341度29分15秒の方向に2,111.00メートルの地点

基点8号 基点7号から341度46分30秒の方向に47.27メートルの地点

基点9号 基点8号から340度15分38秒の方向に59.97メートルの地点

基点10号 基点9号から338度16分05秒の方向に42.27メートルの地点

基点11号 基点10号から338度15分57秒の方向に39.23メートルの地点

基点12号 基点11号から337度11分44秒の方向に501.76メートルの地点

基点13号 基点12号から345度17分03秒の方向に13.70メートルの地点

基点14号 終点 基点13号から359度13分05秒の方向に237.00メートルの地点

点A 基点0号から347度57分19秒の方向に32.20メートルの地点

点B 海岸堤塘に直角方向陸域側に29.80メートルの地点

点C 海岸堤塘に直角方向陸域側に60.10メートルの地点

点D 海岸堤塘に直角方向陸域側に75.00メートルの地点

点E 海岸堤塘に直角方向陸域側に38.80メートルの地点

点F 海岸堤塘に直角方向陸域側に38.80メートルの地点

点G 基点7号から71度04分42秒の方向に38.39メートルの地点

点H 基点7号から71度04分39秒の方向に118.29メートルの地点

点I 基点7号から67度45分50秒の方向に118.59メートルの地点

点J 基点7号から68度17分28秒の方向に136.73メートルの地点

点K 基点7号から58度41分06秒の方向に139.26メートルの地点

点L 基点7号から56度46分50秒の方向に145.29メートルの地点

点M 基点7号から54度34分26秒の方向に146.89メートルの地点

点N 基点7号から45度22分57秒の方向に96.08メートルの地点

点O 基点11号から112度40分57秒の方向に116.62メートルの地点

点P 基点11号から118度04分04秒の方向に106.92メートルの地点

点Q 基点11号から96度56分23秒の方向に79.84メートルの地点

点R 基点11号から99度41分42秒の方向に73.73メートルの地点

点S 基点11号から73度29分53秒の方向に63.07メートルの地点

点T 基点11号から79度20分13秒の方向に30.53メートルの地点

点U 海岸堤塘に直角方向陸域側に30.25メートルの地点

点V 海岸堤塘に直角方向陸域側に30.25メートルの地点

補助点イ 海岸堤塘に直角方向水域側に50.00メートルの地点

補助点ロ 海岸堤塘に直角方向水域側に60.00メートルの地点

補助点ハ 海岸堤塘に直角方向水域側に60.00メートルの地点

- 補助点ニ 基点11号から248度05分55秒の方向に60.01メートルの地点
補助点ホ 基点11号から248度05分57秒の方向に98.85メートルの地点
補助点ヘ 基点7号から258度12分25秒の方向に94.71メートルの地点
補助点ト 海岸堤塘に直角方向水域側に60.00メートルの地点
補助点チ 海岸堤塘に直角方向水域側に60.00メートルの地点
補助点リ 基点5号から215度20分17秒の方向に61.29メートルの地点
補助点ヌ 海岸堤塘に直角方向水域側に50.00メートルの地点
補助点ル 海岸堤塘に直角方向水域側に50.00メートルの地点
補助点ヲ 海岸堤塘に直角方向水域側に50.00メートルの地点
補助点ワ 基点0号から167度57分19秒の方向に50.00メートルの地点

福岡県告示第880号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画区域の名称
小郡都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
小郡市平方543番、544番、568番、572番、575番3及び575番5の全部並びに565番1、565番2、565番3、565番4、565番5、567番、571番、573番、574番、575番1、575番2及び575番4の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
久留米市北野町今山2492番、2493番、2494番、2495番、2498番1及び2499番の各地番の一部並びに北野町十郎丸169番2、170番、205番1、210番1、210番2、211番及び212番の全部並びに3番4、169番1、171番、172番、205番2、205番4、213番、214番、232番2、533番、535番2、536番、537番、538番、539番及び540番の各地番の一部

福岡県告示第881号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画区域の名称
北野都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
久留米市北野町今山2492番、2493番、2494番、2495番、2498番1及び2499番の各地番の一部並びに北野町十郎丸170番、205番1、210番1、210番2、211番及び212番の全部並びに3番4、169番1、169番2、171番、172番、205番2、205番4、213番、214番、232番2、533番、535番2、536番、537番、538番、539番及び540番の各地番の一部並びに北野町赤司299番3及び299番4の全部並びに299番1、299番2、310番、314番2、583番1、584番、586番、587番、588番、605番、614番1、614番4、615番1、615番2、615番3、615番5、626番、627番、648番1、650番2及び650番5の各地番の一部並びに北野町稲数618番4の全部並びに614番、618番1及び618番2の各地番の一部並びに北野町乙丸534番の全部並びに529番の一部並びに北野町富多172番4、175番、176番、180番、181番、215番5及び216番4の各地番の一部並びに北野町中川633番2、642番4、643番1、666番1、666番2、668番3、668番4、683番及び668番1の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
小郡市平方543番、544番、568番、572番、575番3及び575番5の全部並びに565番1、565番2、565番3、565番4、565番5、567番、571番、575番1、575番2、573番、574番及び575番4の各地番の一部
三井郡大刀洗町大字中川2210番4の全部並びに1932番4、1933番3、1934番8、1935番3、1936番4、1937番2、1940番3、1941番5、2114番3、2136番3、2192番28及び2212番7の各地番の一部並びに大字守部73番2、73番3、73番4及び74番の各

地番の一部

福岡県告示第882号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画区域の名称

大刀洗都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

三井郡大刀洗町大字守部字堂田73番2、73番3、73番4及び74番の各地番の一部並びに大字中川字十七1932番4、1933番3、1934番8、1935番3、1936番4、1937番2、1940番3及び1941番5の各地番の一部並びに字畝別当2114番3及び2136番3の各地番の一部並びに字東2192番28の一部並びに字牛川2210番4及び2212番7の各地番の一部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

久留米市北野町赤司299番3及び299番4の全部並びに299番1、299番2、310番、314番2、583番1、584番、586番、587番、588番、605番、614番1、614番4、615番1、615番2、615番3、615番5、626番、627番、648番1、650番2及び650番5の各地番の一部並びに北野町稲数618番4の全部並びに614番、618番1及び618番2の各地番の一部並びに北野町乙丸534番の全部及び529番の一部並びに北野町富多172番4、175番、176番、180番、181番、215番5及び216番4の各地番の一部並びに北野町中川663番2、642番4、643番1、666番1、666番2、668番1、668番3、668番4及び683番の各地番の一部

福岡県告示第883号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

小郡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第886号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	一 般 国 道	385 号	前	柳川市東蒲池1513番13先から 同市西蒲池767番6先まで	4.5 ～ 10.6	156.0
			後	柳川市東蒲池1513番13先から 同市西蒲池767番6先まで	4.5 ～ 10.6	156.0
			後	柳川市東蒲池1513番13先から 同市西蒲池767番6先まで	4.5 ～ 23.0	166.0

福岡県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柳 川	385 号	柳川市東蒲池1513番13先から 同市西蒲池767番6先まで

福岡県告示第889号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、鞍手町猪倉土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
鞍手町猪倉土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
鞍手町大字猪倉字菱下245番地の1
- 3 設立認可の年月日
昭和53年12月15日
- 4 解散認可の年月日
平成19年3月30日

福岡県告示第890号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市通古賀土地区画整理組合
- 2 事業施行期間

平成18年4月12日から平成21年10月31日まで

3 施行地区

太宰府市大字通古賀字関屋、字久保田及び大字国分字久保田の各一部

4 事務所の所在地

太宰府市坂本1丁目138番1号

5 設立認可の年月日

平成18年3月29日

6 変更認可の年月日

平成19年4月11日

福岡県告示第891号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字久家字貝原2470 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島郡志摩町大字御床2165 - 90

古川 敬

福岡県告示第892号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 馬島加入区

福岡県告示第893号

次の加入区において平成15年4月福岡県告示第865号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成19年4月25日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 馬島加入区

福岡県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
像介薬54	さくら公園薬局	宗像市栄町4 - 1	19・4・1	居管・予居管
京介薬59	ミナト調剤薬局	京都郡苅田町富久町1丁目33 - 4	19・4・1	居管・予居管
久居263	訪問看護ステーション楓	久留米市国分町875 - 54	19・3・1	訪看・予訪看
久居262	じゅうれん訪問看護ステーション	久留米市三潁町西牟田6557 - 89	19・4・1	訪看・予訪看
飯居215	訪問看護ステーションエルム	飯塚市西徳前1 - 1	19・3・1	訪看・予訪看
大支66	居宅介護支援事業所昌普久苑	大牟田市上白川町2丁目31 - 3	19・2・1	居支
久居265	美音	久留米市瀬下町124	19・4・1	訪介・予訪介
直居73	老人デイサービスセンター長光園	直方市大字頓野259 - 53	18・12・4	通介・予通介

飯居214	わくわく倶楽部デイサービスセンター	飯塚市北古賀429	19・3・1	通介・予通介
飯支77	良創夢ケアプランセンター	飯塚市忠隈394 - 5	19・3・1	居支
田支52	田川新生病院ケアプランセンター	田川市大字夏吉3638	19・4・1	居支
像居44	訪問介護ステーションせいり	宗像市東郷6丁目1 - 1	19・4・1	訪介・予訪介
宰居36	ぷあんケアサポート	太宰府市観世音寺1丁目25 - 22	19・4・1	訪介・予訪介
宰居19	松下電工エイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1 - 20	19・1・1	福用・福販・予福用・予福販
嘉麻居72	グループホームけやき	嘉麻市鴨生94 - 19	19・4・1	認共・予認共
田川居214	有限会社EVERSTAGE	田川郡赤村大字赤4548 - 3	19・3・1	訪介・予訪介
京支40	ケアプランサービス錦陵の苑	京都郡みやこ町節丸941 - 3	19・4・1	居支
京居87	ホームヘルプステーション錦陵の苑	京都郡みやこ町節丸941 - 3	19・4・1	訪介・予訪介
京居88	デイサービスセンター錦陵の苑	京都郡みやこ町節丸941 - 3	19・4・1	通介・予通介
久居264	小規模多機能ケア悠ホーム	久留米市安武町安武本2927 - 5	19・4・1	小居・予小居
飯居213	えがお小規模多機能施設	飯塚市忠隈71 - 1	19・4・1	小居・予小居
朝倉居39	うらうめ	朝倉市堤1224 - 1	19・4・1	認通・予認通
大川居28	しょうぶ苑	大川市大字三丸485 - 1	19・4・1	認通・予認通
大川居29	みんなの家ささえあい木むろ	大川市大字大橋618 - 1	19・4・1	小居・予小居

中居42	グループホーム砂山	中間市大字垣生字九反間1558 - 1	19・4・1	認共・予認共
大野居32	ケアコールセンターペアレント	大野城市瓦田3丁目11 - 55	19・1・1	夜訪介
京居90	医療法人博愛会グループホームまごころ	京都郡苅田町大字提字唐松2781	19・4・1	認共・予認共
み居38	デイ・サービスセンターほたる	みやま市瀬高町坂田91 - 1	19・3・15	認通・予認通
京居89	錦陵の苑	京都郡みやこ町勝山大久保1076 - 1	19・3・1	小居・予小居
飯介247	新飯塚診療所	飯塚市柏の森字福本946	18・4・1	訪看・居管・予訪看・予居管
飯介196	医療法人白水医院	飯塚市鯉田2360	19・1・31	訪看・訪り・居管・予訪看・予防り・予居管
福津生介老2	介護老人保健施設ナーシングケア宗像	福津市上西郷734 - 3	18・4・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
朝倉介老2	介護老人保健施設デイケアセンターうらうめ	朝倉市堤1224 - 1	18・4・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
久居54	有限会社グリーンケアステーション	久留米市津福本町1779 - 4 津福三喜ビル1F	19・2・1	訪介・居支・予訪介
遠居6	水巻松快園デイサービスセンターほほえみ	遠賀郡水巻町吉田南2丁目9 - 1	19・4・1	通介・予通介
遠居43	水巻デイサービスセンター	遠賀郡水巻町猪熊3丁目3 - 26	19・4・1	通介・予通介
飯居127	ミニデイサービスこころ	飯塚市阿恵1155 - 2	18・4・1	通介・予通介

飯居128	ヘルパーステーションこころ	飯塚市阿恵1155 - 2	18・4・1	訪介・予訪介
田川居121	たからの家	田川郡福智町金田1076 - 1	18・4・1	通介・予通介

福岡県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居17	アイリスケアセンター大牟田	ニチケアセンター大牟田	大牟田市右京町14 - 2	19・4・1
大支45	アイリスケアセンターちくご	ニチケアセンターちくご	筑後市大字山ノ井247 - 1	19・4・1
久支3	アイリスケアセンターくるめ	ニチケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1 - 5	19・4・1
久居36	アイリスケアセンターくるめ	ニチケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1 - 5	19・4・1
久居50	アイリスケアセンター東町	ニチケアセンター東町	久留米市諏訪野町2355 - 1第15上野ビル1F B	19・4・1
久居29	アイリスケアセンターくるめ	ニチケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1 - 5	19・4・1
筑居8	アイリスケアセンターちくご	ニチケアセンターちくご	筑後市大字山ノ井247 - 1	19・4・1
大野居15	アイリスケアセンター大野城	ニチケアセンター大野城	大野城市大字瓦田4 - 15 - 27フローレンス白木原1階	19・4・1

像居21	グループホームふれ愛家族	グループホームファミリー	宗像市平井1丁目19 - 1	19・3・1
柳支21	社会福祉法人柳川市社会福祉協議会三橋事業所	社会福祉法人柳川市社会福祉協議会	柳川市三橋町正行476三橋総合保健福祉センターサンブリッジ	19・4・1
嘉麻居66	ヘルパーステーションさやか	ヘルパーステーションエンジェル	嘉麻市鴨生赤間17 - 1	19・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京介歯70	医療法人シン歯科医院	京都郡苅田町神田町1丁目6 - 3	京都郡苅田町神田町1丁目5 - 4	19・4・1
大居61	NPOグッドケアサポート	大牟田市曙町1 - 5	大牟田市明治町3丁目54 - 1	19・1・1
久居4	西日本介護サービス株式会社	久留米市東町42 - 21 日本生命久留米駅前ビル	久留米市西町970 - 6	18・9・1
久支22	西日本介護サービス株式会社ケアプラン	久留米市東町42 - 21 日本生命久留米駅前ビル	久留米市西町970 - 6	18・9・1
行支17	有限会社ケアプラン・白ゆり	行橋市中央3丁目7 - 6 - 801	京都郡苅田町大字与原1836 - 5	19・4・1
嘉麻居66	ヘルパーステーションエンジェル	嘉麻市上山田1402 - 20	嘉麻市鴨生赤間17 - 1	19・4・1

福岡県告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大支43	NPOケアプランサポート	大牟田市城町2丁目51-4	19・4・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田介93	伊藤産婦人科医院	田川市宮尾町2-9	19・3・31
京介歯78	たかむら歯科・小児歯科	築上郡築上町大字安武100-1	18・12・31
像介薬24	有限会社さくら公園薬局	宗像市栄町4-1	19・3・31
田居56	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターもみじの会	田川市大字伊田3477-4グリーンコープ生協活動センター内	19・4・1
柳支1	柳川市社会福祉協議会居宅介護支援事業柳川事業所	柳川市上宮永町6番地の3	19・3・31
柳居5	柳川市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター柳川事業所	柳川市上宮永町6-3	19・3・31
宰居19	松下電工エイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1-20	18・12・31
福津居12	福津市社会福祉協議会福祉用具レンタルセンター	福津市手光南2丁目1-1 福津市健康福祉総合センター	19・3・31
福津居18	原町デイサービスセンターあしたば	福津市福岡南4丁目15-23	19・3・31
飯居164	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所訪問入浴介護事業所	飯塚市長尾911-1	19・3・14
飯支75	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所 高齢者生活福祉センター居宅介護支援事業	飯塚市内野3540-1	19・3・14

飯支69	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所居宅介護支援事業所	飯塚市長尾911-1	19・3・14
飯居151	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所ホームヘルプサービス	飯塚市長尾911-1	19・3・31
飯居46	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 庄内支所居宅介護支援事業所	飯塚市綱分771-1	19・3・14
飯居146	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 庄内支所訪問介護サービスステーション	飯塚市綱分771-1	19・3・31
飯居147	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 穎田支所訪問介護サービスステーション	飯塚市勢田1101	19・3・31
飯支47	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 穎田支所ケアプランセンター	飯塚市勢田1101	19・3・14
朝倉居27	ヘルパーステーション甘木・朝倉	朝倉市入地2262-1	19・3・31
柳支20	社会福祉法人柳川市社会福祉協議会大和事業所	柳川市大和町栄234 大和総合保健福祉センター	19・3・31

福岡県告示第897号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成19年4月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 大翔	行橋市大字稲童902	二保 茂喜	平成17年6月16日 福岡県知事許可(特般-17) 第7164号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成19年4月25日から平成19年5月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社大翔は、平成17年6月30日及び平成18年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽(完成工事高の水増し)の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第898号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年4月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 日本創建	直方市大字植木474-2	安本 健二	平成18年4月28日 福岡県知事許可(般-18) 第45040号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けて実施するもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成19年4月25日から平成19年5月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社日本創建は、直方市発注の「金剛山産業団地進入道路新設工事(6工区)」において、直接的かつ恒常的な雇用関係にない他社従業員を当該工事の主任技術者として配置した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第899号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
79	福岡市中央区天神4-7-17 株式会社シンコー	福岡市博多区博多駅前2-19 -24福岡市博多区保健福祉センター内	平成19年3月31日

福岡県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営木佐木東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成19年4月25日から 平成19年5月28日まで	大木町役場

福岡県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、前原市土地開発公社理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基準点の座標変換作業及び公共測量（現況図、地区界測量図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日

前原市大字多久及び大字富の一部地域

平成19年3月31日

福岡県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
大牟田市、田川郡赤村	平成19年5月15日から 平成20年3月24日まで

福岡県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目	平成19年4月1日から 平成19年5月30日まで

公 告

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第7項の規定に基づき田川京築地域雇用機会増大計画、遠賀流域地域雇用機会増大計画、筑後北部地域雇用機会増大計画及び筑後南部地域雇用機会増大計画の一部を変更し、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県生活労働部労働局労働政策課及び福岡県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。）

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
学科試験合格発表装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成19年7月1日（日）から平成24年6月30日（土）までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部交通部運転免許試験課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年5月14日（月）現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成19年4月25日（水）から平成19年5月11日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県

の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の取扱いに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成19年5月14日(月)午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年5月15日(火) 午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金を受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

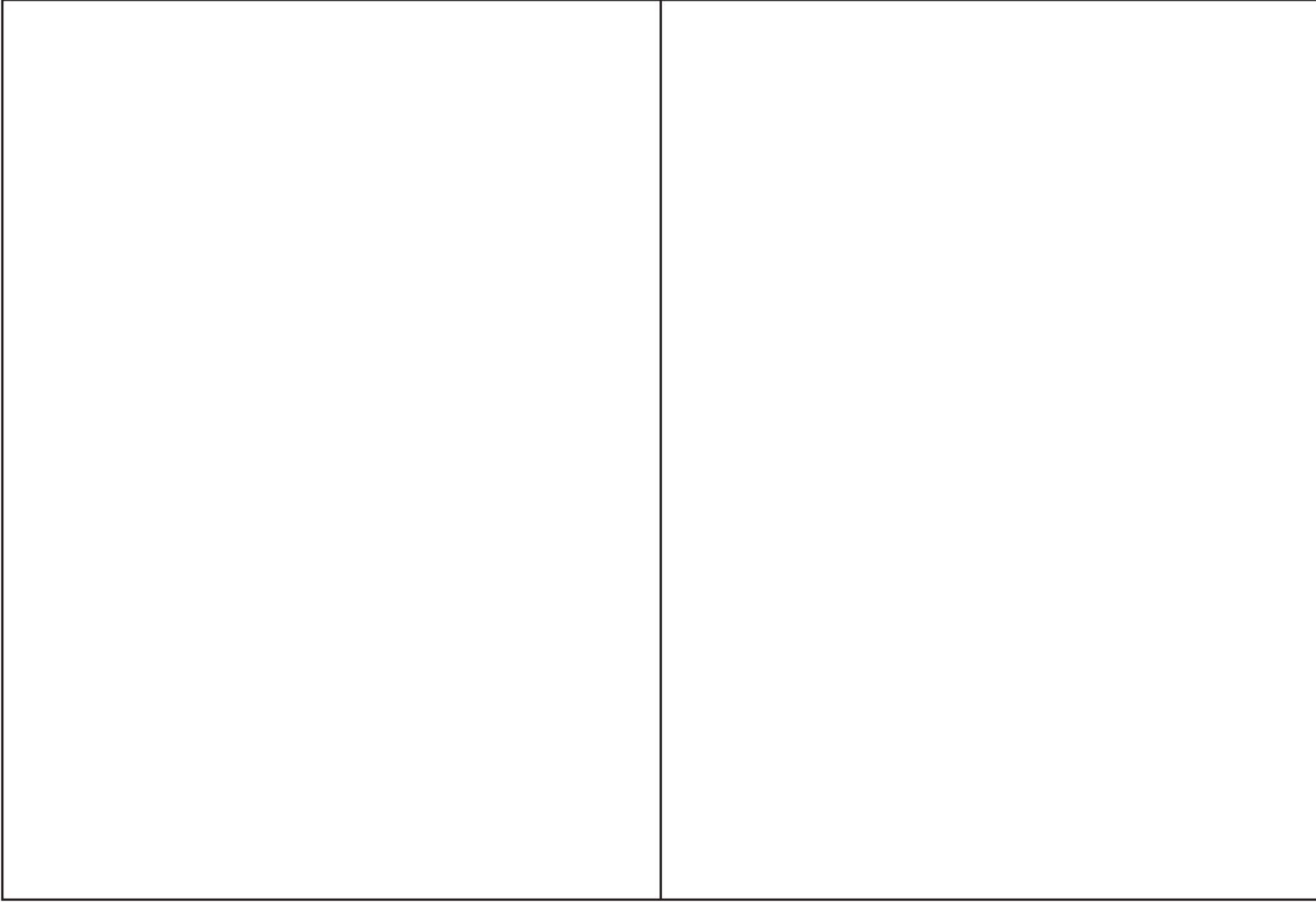
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停

<p>止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札</p> <p>13 落札者の決定方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう</p>	<p>ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 その他</p> <p>(1) 契約書の作成を要する。</p> <p>(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。</p> <p>(3) その他詳細は入札説明書による。</p>
--	--

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤								
					上	下												
19・2・9	2640	告示	286	2			後ろから6	追加	変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。	次のとおりとする。								
			287	2			10	追加	変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。	次のとおりとする。								
			288	2			後ろから3	追加	変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。	次のとおりとする。								
			289	3			13	追加	変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。	次のとおりとする。								
19・4・6	2662	福岡県選挙管理委員会告示	51	27					<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">吉</td> <td style="padding: 2px;">田</td> <td style="padding: 2px;">宏</td> <td style="padding: 2px;">福岡市長</td> </tr> </table>	吉	田	宏	福岡市長	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">吉</td> <td style="padding: 2px;">田</td> <td style="padding: 2px;">宏</td> <td style="padding: 2px;">福岡市議会議員</td> </tr> </table>	吉	田	宏	福岡市議会議員
吉	田	宏	福岡市長															
吉	田	宏	福岡市議会議員															



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェーン株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています